

レクリエーション施設の利用助成制度について

レクリエーション施設利用券は、1年度内(4月1日～3月31日)の利用回数に制限がありますので、下記のご利用方法に注意してご利用ください。

利用対象者：組合員及び被扶養者(本組合にて組合員証等が発行されている方)に限ります。

利用限度回数：1施設につき1人1回が利用限度(レジャー施設等)

ただし、映画館・日帰り温泉は、指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。

利用券の使用可能な施設については、「共済事業のあらまし」又は共済組合ホームページ(最新情報)のレクリエーション施設一覧表にてご確認ください。

お問い合わせ先 施設課 ☎048-822-3304